

協議の場の開催方針

令和 7 年 4 月 1 日現在

阿見町産業建設部農業振興課

変更内容	協議の場の開催方法	申請締切日
1. 農業上の利用	—	—
①他の地域計画との統合・目標地図に位置付けられた耕作者の変更（新規参入・不測の事態等）・農地の交換（集積・集約）・公共工事の実施 等	・対面での事前開催 ・参集範囲（担い手・農業委員・農地最適化推進員・農業関係機関・近隣住民および地権者・農業振興課長 等）	随時受付
②農地中間管理事業や相対での耕作地の変更・地域の名称や地番の変更・農業を担う団体等の法人化に伴う変更・農業を担う者の相続に伴う変更・農業用施設用地への農地転用・非農地証明の発行・目標地図の「今後検討」（白色）「現耕作者あり」（灰色）の変更・その他実質的な変更を伴わない変更（任意記載事項の変更・基盤整備による面積変更・田畑転換・作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更）等	・定期開催（年 1 回）一括更新 ・町ホームページ内掲載による簡易の開催	随時受付
③営農型太陽光の設置以外の一時転用・農地法 3 条許可に係る所有権の移転にあたり耕作者に変更がない場合（担い手の色が変わらない場合これに該当）・農地中間管理事業の更新にあたり耕作者に変更がない場合	・開催不要	随時受付
2. 農業外の利用	—	—
①農業振興地域の農用地区域からの除外（農振除外）・地域計画内（青地・白地）の農地転用	・町ホームページ内掲載による簡易の開催	年 2 回 （7 月・翌年 1 月） ※当該月の末日まで
②営農型太陽光施設の設置に係る一時転用（新規受付）	・対面での事前開催	随時受付 ※毎月 25 日締切
③営農型太陽光施設の設置に係る一時転用（更新申請）	・町ホームページ内掲載による簡易の開催	年 2 回 （7 月・翌年 1 月） ※当該月の末日まで